



最高裁が判例を見直し？

預貯金も遺産分割の対象に

2016年12月19日

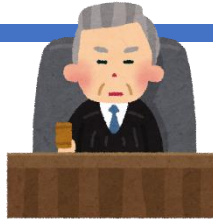
最高裁にて裁判官全員一致の決定がされました。



？
どんな決定？
重要なの？

相続手続の根拠となっていた判例を変更するもので
金融機関の対応が変わる可能性が予想されます！

これまでの 金融機関の対応



裁判所

預貯金は遺産分割の対象とはしない。
法定相続分で分割する。



相続人

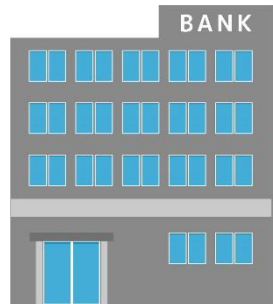
法定相続分
を払い戻して



法定相続分なら
払戻しOK



金融機関



今後予想される 金融機関の対応



裁判所

預貯金も遺産分割の対象とする。



相続人

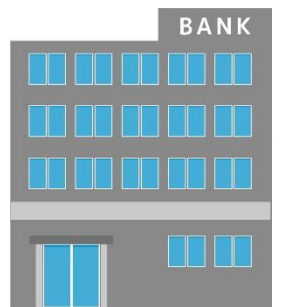
法定相続分
を払い戻して



遺産分割により
法定相続分とは異なるかも
払戻しNG



金融機関



『預貯金も「遺産分割協議が必要」な対象』とする法改正が進められています

相続人同士で話がまとまらないと預貯金の払戻しも出来なくなります。
ご家族の負担を減らすためにも、遺言の作成がおすすめです。